

市ホームページ・公用封筒に広告を掲載しませんか

★企画課 ☎ 251157

市では、地域経済の活性化や財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。市ホームページや公用封筒に掲載する有料広告（ホームページはバナー広告）を次のとおり募集します。

◎市ホームページ

月平均アクセス数 約40,000件です。

募集期間 11月18日(金)まで(必着)

※締め切り後も空きがあれば受け付けます。

広告の規格等

- ①**掲載位置** トップページ最下段
- ②**募集枠数** 2枠
- ③**サイズ** 上下50ピクセル・左右150ピクセル
- ④**形式** GIF形式で静止画
- ⑤**データ容量** 8KB以下
- ⑥**広告料** 月額20,000円
- ⑦**掲載期間** 12月1日以降月単位(最長4か月)

◎角形2号公用封筒(主に市役所の各課から市民、関係機関等への文書送付用)

募集期間 11月18日(金)まで(必着)

広告の規格等

- ①**掲載位置** 封筒裏面
- ②**募集枠数** 6枠
- ③**枠の大きさ** おおむね縦60mm×横100mm
- ④**刷色** 単色(黒)
- ⑤**印刷枚数** 30,000枚
- ⑥**広告料** 1枠当たり30,000円
- ⑦**掲載期間** 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、平成24年1月ごろから約1年間

申込 次の書類を郵送又は直接企画課(市役所3階)へ提出

- ①有料広告掲載申込書(企画課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの)
- ②広告の原稿
- ③納税証明書(申込者が市外の場合)
- ④業務内容等がわかる書類(パンフレット等)

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所企画課

注意事項 ・内容によっては掲載できない場合があります。
・応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。

※詳しくは、「本庄市有料広告事業取扱要綱」及び「本庄市ホームページ広告掲載基準」をご覧ください。(企画課及び市ホームページで閲覧できます。)

「広報ほんじょう」に広告を掲載しませんか

毎月32、000部発行の広報ほんじょうに広告を掲載しませんか。

広告媒体 広報ほんじょう(毎月1日発行)

募集期間 11月18日(金)まで(必着)

広告の規格等

- ①**掲載位置** 「くらしの情報すてーしょん」のページの最下段(今月号は19、20ページです。)
- ②**募集枠数** 2枠
- ③**枠の大きさ** (1枠当たり) おおむね縦52mm×横86mm
- ④**刷色** 単色(黒)
- ⑤**広告料** (1枠当たり) 30,000円(3号分)
- ⑥**掲載期間** 平成24年1月～3月号(3号分)

申込 次の書類を郵送又は直接企画課(市役所3階)へ提出

①有料広告掲載申込書(企画課で配

布又は市ホームページからダウンロードしたもの)

②広告の原稿

③業務内容等がわかる書類(パンフレット等)

④納税証明書(申込者が市外の場合)

郵送先 〒367-8501

本庄市本庄3-5-3

本庄市役所企画課

注意事項

・内容によっては掲載できない場合があります。

・応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。

※詳しくは、「本庄市有料広告事業取扱要綱」及び「広報ほんじょう広告掲載基準」をご覧ください。(企画課及び市ホームページで閲覧できます。)

★企画課 ☎ 251157

平成23年市議会第3回定例会

平成23年市議会第3回定例会が、9月5日から26日までの日程で開催されました。

今議会では、歳入歳出それぞれに2億323万7千円を追加し、254億5、666万2千円とする『平成23年度本庄市一般会計補正予算(第2号)』、児玉地域の一部を新たに都市計画税の賦課区域とするため

の『本庄市都市計画税条例の一部を改正する条例』など29議案が審議されました。

審議の結果、条例の一部改正及び補正予算など18議案が原案のとおり可決・承認され、決算認定関係11議案を継続審査とすることとし、閉会しました。

秋季全国火災予防運動

を実施します

空気が乾燥し火災が発生しやすい秋季にあわせて、平成23年秋季全国火災予防運動を実施します。

防火標語（平成23年度全国統一防火標語）

『消したはず
決めつけしないで
もう一度』

期間 11月9日(水)～15日(火)

重点目標

- 住宅防火対策の推進
- 放火・連続放火・火災防止対策の推進
- 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 林野火災予防対策の推進

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント (3つの習慣・4つの対策)

- 3つの習慣**
- ①寝たばこは、絶対やめる。
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器を 設置しましたか？

平成20年6月より本庄市・児玉郡内の全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。大切な命や財産を守るためにも、早めに設置しましょう。

※設置基準の詳細は、児玉郡市広域市町村圏組合ホームページ (<http://www.kodamatakouiki.jp/>) でご覧になれます。

消火器等の悪質な訪問販売・点検にご注意ください!!

本庄市・児玉郡管内で消防職員をかたつて一般家庭に訪れ、消火器や住宅用火災警報器の販売、点検を行うといったケースが発生しています。次のことに注意して、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

トラブル防止のポイント

- 消防署では消火器等の販売及びあつ旋は一切していません。
- 消防署では一般家庭に消火器の設置を推進していませんが、設置の義務はありません。
- 一般家庭では薬剤の詰め替え義務や使用期限の制限はありません。

あやしいと思ったら！

- 身分証明書の掲示を求めめる。
 - 安易に申し込みや購入をしないで、その場ではっきり断る。
 - 預かり書など、どのような書面にもサインしない。
 - 脅迫的な行動があったときは警察に通報する。
- ★児玉郡市広域消防本部予防課 ☎4654

人権擁護委員に各氏

9月30日に任期満了となり、ました人権擁護委員について、新井行雄氏、西富田、新井民藏氏、児玉町小平、門倉英幸氏、四方田が再任され、退任した佐々木義弘氏に代わり山口明氏、日の出が、芦澤恵子氏に代わり桂田晴美氏、栗崎が、中里光夫氏に代わり今井菊雄氏、児玉町元田が新たに法務大臣から委嘱されました。



人権擁護委員
新井 民藏 氏



人権擁護委員
新井 行雄 氏



人権擁護委員
今井 菊雄 氏



人権擁護委員
桂田 晴美 氏



人権擁護委員
山口 明 氏



人権擁護委員
門倉 英幸 氏

本庄市戦没者追悼式

先の戦争において亡くなられた市内出身1,370余柱の冥福を祈る戦没者追悼式が10月7日、市民文化会館で挙行されました。追悼式では、ご遺族をはじめ関係者による追悼の言葉、献花など戦没者に哀悼と敬意の意をささげ、恒久平和への祈念を行いました。

